

# 兵庫県公報

平成25年11月26日 火曜日 第 2547 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

### 告 示

- 第320回（定例）兵庫県議会の招集（財政課） ..... 1
- 農地保有合理化事業規程の変更承認（農業経営課） ..... 1
- 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課） ..... 1
- 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課） ..... 2
- 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課） ..... 2
- 同 上（同） ..... 3
- 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課） ..... 3
- 道路の区域の変更及び供用開始（同） ..... 3

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課） ..... 4
- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同） ..... 5
- 平成25年度兵庫県薬事功労者表彰（薬務課） ..... 6
- 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課） ..... 7
- 同 上（同） ..... 8

### 選挙管理委員会公告

- 平成25年 7 月21日執行参議院議員通常選挙及び兵庫県知事選挙兵庫県選挙管理委員会表彰 ..... 9

### 警察本部公告

- 入札公告 ..... 10

## 告 示

### 兵庫県告示第1317号

第320回（定例）兵庫県議会を平成25年12月 3 日神戸市に招集する。

平成25年11月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



### 兵庫県告示第1318号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 8 条第 1 項の規定により、次の農地保有合理化法人が定めた農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成25年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 変更の承認を受けた農地保有合理化法人  
公益社団法人兵庫みどり公社

#### 2 変更の内容

- (1) 基準面積について、統計調査結果数値に基づき改定する。
- (2) 農業経営基盤強化促進法に基づく県内各市町基本構想の見直しに伴い、各営農類型毎の目標面積を改定する。



### 兵庫県告示第1319号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第 4 条第 1 項の規定による種畜証明書が次のとおり交付された。

平成25年11月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター 畜産技術センター	牛	黒毛和種	照也土井、丸宮土井、茂広波、照忠土井、千代藤土井、芳悠土井、宮喜、菊優土井、宮菊城、石義丸、菊淡土井、菊也土井、北森宮、北妙美波、照村土井、広阿津土井、柏菊土井、照憲土井、丸尚土井、宮萩正、丸典土井、丸明波、西清土井、西上土井、丸秀土井、照武土井、照立土井、西杉土井、奥人、富亀土井、茂池波、丸池土井
	豚	デュロック種	アイリスサクラヒヨチク11-299
朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター	牛	黒毛和種	丸富士井、菊西土井、芳山土井、鶴貴土井、茂初波、茂和美波、丸春土井



**兵庫県告示第1320号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成25年11月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
東二見区域	のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	平成25年10月30日
	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	同
坊勢区域	のり養殖業を兼業する者が総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び漁船漁業を専業とする者が主として総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業	平成25年11月1日
	機船船びき網漁業と魚類養殖業を兼業する者が総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及びまき網漁業を兼業する者が総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同



**兵庫県告示第1321号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年11月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（河川現況台帳附図データ作成）
- 2 作業期間  
平成25年10月12日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域  
揖保川直轄管理区間



**兵庫県告示第1322号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年11月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成25年11月18日から同年12月27日まで
- 3 作業地域  
尼崎市長洲本通2丁目ほか



**兵庫県告示第1323号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年11月26日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年11月26日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 北原八家線	姫路市東山字都ノ山766番1から 同 市東山字都ノ山764番1まで	旧	4.0から 9.0まで	14.0	
		新	4.0から 7.0まで	14.0	



**兵庫県告示第1324号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年11月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年11月26日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 北原八家線	姫路市東山字大坪64番10から 同 市東山字松ノ木63番8まで	旧	7.0から 8.0まで	24.0
		新	9.0から 10.0まで	24.0

公 告

**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成25年11月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請受付年月日 平成25年10月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あろは

イ 代表者の氏名 松尾昌紀

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市西延末402番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者をはじめ、あらゆる就業が困難な方に対して、労働権及び、自立の確立をめざし、既存の労働者市場の支援に加え、生産能力の低い労働者の社会参加を可能とする新規労働者市場の開拓支援を行い、その結果を広く社会に啓発することで、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成25年10月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人チャレンジ21

イ 代表者の氏名 梅谷悟

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市加古川町大野823番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、子育てをする市民に対して、保育支援を行い、親に対し子育てや日常生活に関する支援を行うことにより、子どもの健全育成及び子育てと就労が両立できる豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成25年10月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人播磨の国おひさま進歩

イ 代表者の氏名 井上哲也

ウ 主たる事務所の所在地 三木市口吉川町蓮花寺189番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、三木市及び兵庫県をはじめとした関西一円の地域に生き、暮らし、働く人や団体、事業者の主体的な活動のもと、環境教育、環境と調和したライフスタイル及び社会経済システムの調査研究及び実践普及等を行い、もって文化、社会、経済、環境等が調和した持続可能な循環型社会の創造に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成25年10月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人まーぶるキッズ

イ 代表者の氏名 後藤則子

ウ 主たる事務所の所在地 加西市北条町古坂1072—14 加西市健康福祉会館内

エ 定款に記載された目的

この法人は、加西市を中心に北播磨地域の乳幼児から18歳までの子どもやその家族を対象に、子育てサポートや障がい児及びその家族のサポート、子育てに関する公的機関や関係機関、関係者へのサポート事業を行い、心豊かな地域社会に寄与する事を目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成25年10月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人大津ピア

イ 代表者の氏名 中 本 丈 久

ウ 主たる事務所の所在地 赤穂市寿町 5 番地 5

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者に対して、農業生産を中心とした就労支援に関する事業を行い、社会福祉、地域貢献に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成25年10月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本ベトナム医療連携推進センター

イ 代表者の氏名 堀 哲 生

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市伊子志 4 丁目 7 番10号

エ 定款に記載された目的

この法人は、ベトナム国民に対して医療環境整備の改善や医療の充実に向けた医学的技術支援や提供により、医療従事者の医療に対する質の向上支援を行い、ベトナム医療従事者の患者を中心とした医療体制改善に寄与する事を目的とする。



**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成25年11月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成25年10月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人てのひら

イ 代表者の氏名 石 原 智 秋

ウ 主たる事務所の所在地 高砂市荒井町小松原 1 丁目 7 番13号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害を持つ人々に対して、福祉制度をうまく活用できるように、相談・助言活動を行うと共に、福祉支援活動を行う。また、介護保険の利用者に、居宅介護支援に関する事業を行い、地域の福祉の増進とまちづくりの推進を図ることを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成25年10月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人まちづくりアライアンス

イ 代表者の氏名 大 辻 利 紀

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市平荘町山角135—1 2 F

エ 定款に記載された目的

この法人は、企業と地域住民との融合による地域の活性化を支援し、地域に根ざした活動（スポーツ・音楽・子育て支援・景観の保護・福祉・防犯・商業・男女共同参画社会の形成の推進を図る事業）を支援する活動を行い、すべての人の自立と人権が尊重され、安心、安全、健やかに終の住みかになる地域

社会づくりとまちづくりの実現及び増進に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成25年10月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人IPPPO

イ 代表者の氏名 橋 川 ミ ヨ

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市口田中1丁目2番11号201号

エ 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、支援の必要な障がい児・者などとその家族及び地域住民に対して、生活支援、学術、文化、芸術などの活動を通して、障がいを持つ児・者と地域住民が共生できるまちづくりや地域福祉の推進を図ることにより、誰もが安心して豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成25年10月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人らいふ・すけっと

イ 代表者の氏名 高 田 耕 志

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市尾上町池田387番地3 ユニハイツ101号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者やその介助者に対する、必要な福祉サービスの提供及び地域において障害者の自立支援を推進するとともに、市民に対する啓蒙や人権の擁護事業を行うことにより、社会全体の福祉の推進に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成25年10月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日高共同作業所

イ 代表者の氏名 榎 本 哲 郎

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市日高町祢布1306番地の2

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成25年10月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人猪名川在宅介護を考える会

イ 代表者の氏名 久 保 宗 一

ウ 主たる事務所の所在地 川辺郡猪名川町松尾台四丁目6番地151

エ 定款に記載された目的

この法人は、介護サービスの情報の公表や、介護保険に係る相談・助言を行うことによって、地域の高齢者が自立に向けて適切な介護サービスを選択して、安心して地域生活を継続できるよう援助し、もって地域の高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請受付年月日 平成25年10月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ダーナ

イ 代表者の氏名 西 池 匡

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市寿町2番16号

エ 定款に記載された目的

この法人は、住民参加とその助け合い精神のもとに、地域に根ざしたサービスを高齢者、障害者等、支援を要する人々に対して提供し、すべての人々が地域の中で健やかに暮らせる地域社会づくりを実現することを目的とする。



**平成25年度兵庫県薬事功労者表彰**

表彰規則(昭和38年兵庫県規則第80号)第2条第4号の規定により、平成25年10月23日に次の者を表彰した。

平成25年11月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 氏名及び住所
  - 池 内 小百合 神戸市東灘区
  - 池 田 りき子 西宮市
  - 大 西 節 子 神戸市灘区
  - 片 岡 康 二 明石市
  - 要 欣 志 明石市
  - 田 原 耕 二 明石市
  - 鄭 淳 太 芦屋市
  - 中 山 雅 夫 明石市
  - 濱 口 常 男 大阪市北区
  - 樋 口 浩 久 川西市
  - 米 田 満 男 淡路市

2 功績内容

永年にわたり薬事衛生業務に従事し、県民の保健衛生の向上に多大の貢献をした。



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年11月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 (仮称) ドラッグコスモス大久保店
  - 所在地 明石市大久保町西脇 西脇土地区画整理事業52街区1画地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 名称 株式会社コスモス薬品
  - 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
  - 代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 名称 株式会社コスモス薬品
  - 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
  - 代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
  - 平成26年7月2日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - 1,196平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数
    - 60台
  - (2) 駐輪場の収容台数
    - 35台
  - (3) 荷さばき施設の面積
    - 32平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
    - 13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後 9 時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 2 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後10時まで

8 届出年月日

平成25年11月 1 日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年11月26日から 4 月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年 3 月26日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年11月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) SUPER CENTER PLANT淡路店

所在地 淡路市志筑新島 9 番 7

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社 P L A N T

住所 福井県坂井市坂井町下新庄15号 8 番地の 1

代表者の氏名 三ツ田 勝 規

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社 P L A N T

住所 福井県坂井市坂井町下新庄15号 8 番地の 1

代表者の氏名 三ツ田 勝 規

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年 6 月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,728平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項



- (1) 駐車場の収容台数  
516台
- (2) 駐輪場の収容台数  
90台
- (3) 荷さばき施設の面積  
369平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
86.2立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社P L A N T	午前7時	午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
入口2箇所、出口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前7時から午後6時まで
- 8 届出年月日  
平成25年10月28日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成25年11月26日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成26年3月26日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

選挙管理委員会公告

平成25年7月21日執行参議院議員通常選挙及び兵庫県知事選挙兵庫県選挙管理委員会表彰

兵庫県選挙管理委員会表彰規程（昭和28年兵庫県選挙管理委員会告示第8号）第2条及び第3条第2号の規定により、平成25年7月21日執行参議院議員通常選挙及び兵庫県知事選挙兵庫県選挙管理委員会表彰として、平成25年11月21日に次の者を表彰した。

平成25年11月26日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武田 丈 蔵

- 1 兵庫県選挙管理委員会表彰  
(選挙管理委員会の部)  
名 称  
洲本市選挙管理委員会  
相生市選挙管理委員会  
上郡町選挙管理委員会  
(委員及び職員の一部)  
氏 名

職 名

住 所

筈 屋 俊 次	淡路市選挙管理委員会委員長	淡路市
馬 越 勝 哉	神戸市中央区選挙管理委員会事務職員	加古川市
西 馬 克 巳	神戸市兵庫区選挙管理委員会事務職員	同 市
土 井 敏	神戸市北区選挙管理委員会選挙課長	神戸市垂水区
安 達 且 彦	神戸市須磨区選挙管理委員会事務職員	同 市北区
清 瀧 公 三	川西市選挙管理委員会主幹	大阪府豊能郡豊能町
宮 口 美 範	兵庫県選挙管理委員会書記次長	神戸市西区
小 関 興 二	兵庫県選挙管理委員会書記	同 市同区

## 2 兵庫県選挙管理委員会感謝状

(個人の部)

氏 名	職 名	住 所
岸 敬 子	川西市明るい選挙推進協議会委員	川西市

## 警 察 本 部 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年11月26日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩 川 実喜夫

## 1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量  
男性警察官用冬合ワイシャツ 816着
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成26年3月25日（火）
- (4) 納入場所  
兵庫県警察本部長が指定する場所
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

## 3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部装備課 担当 岡山

電話 (078) 341-7441 内線2333

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成25年11月26日（火）から同年12月10日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前10時から午後5時まで

- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成26年1月17日（金）午後1時30分 兵庫県警察本部別館 902会議室

- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成26年1月16日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年1月15日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に要求される義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類並びに説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、当該物品が説明書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を平成25年12月17日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到着していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成26年1月下旬）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反し

た入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the notice of general competitive tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Mikio Shiokawa, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

816 male police officer spring autumn winter shirts

(3) Delivery period:

March 25, 2014

(4) Delivery place:

The designated place by Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 December 10, 2013

(6) Deadline for tender:

13:30 January 17, 2014

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Okayama, Equipment Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

Tel (078)341-7441 Ext. 2333